



令和3年12月15日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業
(子育て世帯への臨時特別給付金)
10万円を一括給付します

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、1人当たり10万円相当の給付金を支給するとして「子育て世帯臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）」が実施されます。

本市では、先行支給分となる児童1人につき5万円だけでなく、利便性や、早期支援の必要性を考慮し、これに続く5万円分についても一括し、合わせて10万円を現金にて支給する方向で検討を進めていますので、お知らせいたします。

記

- 1 支給対象者、支給方法及びスケジュール等
別添のとおり

※12月27日に積極支給を予定する対象者に対しては、12月17日付でご案内を送付する予定です。

【お問合せ先】

豊川市子ども健康部子育て支援課 橋爪

TEL:0533-89-2133 Eメール: kosodatehien@city.toyokawa.lg.jp

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な現金給付を行うもの

1. 対象者

次の対象児童のうち、保護者等の所得が児童手当（本則給付）の支給対象、または支給対象となる金額と同等未満にある者（対象児童数：約3万人）

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童

2. 給付額

対象児童1人につき10万円

3. 支給方法

積極支給：次の対象者における児童手当受給者の口座へ振込

- ・対象者①・③の児童のうち、保護者が公務員でない者
- ・対象者②の児童のうち、保護者が公務員でなく、かつ対象者①にかかる児童手当の算定児童となっている者

申請支給：積極支給以外の者は、申請時に指定する口座へ振込

4. スケジュール

積極支給：令和3年12月27日支給予定（新生児は11月末日まで届出があった者。12月の新生児は1月末日、以降の同様に翌月末日支給）（対象児童数：約2.4万人）

申請支給：令和4年1月～3月31日まで申請受付⇒毎月20日前後締めで当月末日に支給